

○杵築市公式ウェブサイトに掲載する広告の取扱いに関する要領

(平成 20 年 11 月 21 日杵築市告示第 47 号)

改正 平成 21 年 2 月 27 日告示第 13 号 平成 30 年 2 月 1 日杵築市告示第 10 号

令和 3 年 9 月 21 日杵築市告示第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、杵築市広告掲載要綱(平成 20 年杵築市告示第 2 号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、杵築市公式ウェブサイト(以下「公式ウェブサイト」という。)に対する広告物の掲載(以下「広告掲載」という。)に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第 2 条 公式ウェブサイトに掲載する広告物は、要綱第 4 条を遵守しなければならない。

(広告枠数・規格及び掲載位置等)

第 3 条 広告の枠数、規格及び掲載位置は、次のとおりとする。

(1) 公式ウェブサイトのトップページにおける広告枠数は最大 12 枠とする。

(2) 公式ウェブサイトに掲載するバナー広告の規格は、次のとおりとする。

ア たて 50 ピクセル

イ よこ 165 ピクセル

ウ 4 キロバイト以内

エ GIF 形式

2 広告掲載位置は市長が決定する。

3 同一広告申込者が申し込める広告は、1 月につき 1 枠とする。

4 1 回の申し込みで広告を連続して掲載できる期間は、最長 1 2 月とする。

(広告掲載料)

第 4 条 バナー広告の掲載料は、1 枠につき 1 月当たり 5,000 円とする。

(広告掲載の募集)

第 5 条 広告掲載の募集は、杵築市公式ウェブサイト及び広報誌等により広く行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 6 条 広告掲載を希望する者(以下「広告申込者」という。)は、杵築市公式ウェブサイトバナー広告掲載申込書(様式第 1 号)に必要事項を記入し、次に掲げる資料等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 広告の原稿案

(2) 広告に関する事業の説明資料

(3) その他広報担当で指定する資料等

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込書を受理したときは、第5条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を、杵築市公式ウェブサイトバナー広告掲載決定通知書(様式第2号)又は杵築市公式ウェブサイトバナー広告非掲載決定通知書(様式第3号)により広告申込者に通知しなければならない。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、広告申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告の掲載希望が競合した場合の優先順位は、次の表のとおりとする。

順位	広告の掲載を希望する主体
1	国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
2	私企業のうち、公共的性格のある企業で市内に事業所等を有するもの
3	順位2以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの
4	その他、掲載する広告として適当であると認められるもの

2 前項の表で定める優先順位が同じ順位となる申込みがあった場合は、抽選により順位を決定する。

(疑義)

第9条 広告掲載の可否、広告の内容その他公式ウェブサイトへの広告掲載の適正な運営に関して疑義が生じた場合は、要綱第7条の規定により、杵築市広告審査委員会において協議を行うものとする。

(広告の版下及び原稿の作成)

第10条 広告掲載決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、別に指定する期限までに版下及び原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、別に指定する期限までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 掲載した広告に関連して第三者に与えた損害は、広告主が賠償するものとする。

3 版下及び原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載決定の取消し等)

第 13 条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 版下及び原稿を期限までに提出しなかったとき。
 - (2) 広告掲載料を期限までに納入しなかったとき。
 - (3) 広告の掲載決定後、当該広告を掲載することで、ホームページの公共性を害するおそれが生じたとき。
 - (4) 広告主がやむを得ない事情により広告掲載の取消しを申し出たとき。この場合、杵築市公式ウェブサイトバナー広告掲載取消申出書(様式第 4 号)に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。なお、第 11 条で定める広告掲載料の納付期限が経過しているときは、広告掲載料の還付はしないものとする。
- 2 市長は、前項により広告の掲載の決定を取り消したときは、杵築市公式ウェブサイトバナー広告掲載決定取消決定通知書(様式第 5 号)により、当該取消しの決定を受けた者に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第 14 条 広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を還付するものとする。

(免責事項)

第 15 条 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何にかかわらず賠償する責任を負わないものとする。

附 則

この告示は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 27 日告示第 13 号)

この告示は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 1 日杵築市告示第 10 号)

この告示は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 21 日杵築市告示第 75 号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

杵築市公式ウェブサイトバナー広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

杵築市公式ウェブサイトバナー広告掲載決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

杵築市公式ウェブサイトバナー広告非掲載決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 13 条関係)

杵築市公式ウェブサイトバナー広告掲載取消申出書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 13 条関係)

杵築市公式ウェブサイトバナー広告掲載決定取消通知書

[別紙参照]